**平成２２年（フ）第２２２９号**
京都市山科区御陵四丁野町20―13、住民票上の住所京都市伏見区日野西大道町58番地
債務者　田中　一子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第２２８０号**
京都市山科区西野様子見町１番地２　山科団地２棟468号室
債務者　渡邉運壽郎
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第２２９９号**
京都市西京区上桂前田町６番地37
債務者　東　　繁子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第６４３号**
奈良市大安寺４丁目14番17号
債務者　山﨑　早苗
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
奈良地方裁判所

**平成２２年（フ）第７１０号**
兵庫県尼崎市杭瀬北新町３丁目11番10号
債務者　豊　　美香
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
奈良地方裁判所

**平成２２年（フ）第２４２号**
松江市宍道町佐々布175番地１　ふらっとＳＡＳＯＵ１号棟122号室
債務者　渡部　典子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２２９号**
広島県呉市瀬戸見町21番４号
債務者　川野　　寿
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２２年（フ）第２３０号**
広島県呉市瀬戸見町21番４号
債務者　川野ひろみ
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２２年（フ）第２３７号**
広島県竹原市西野町2139番地３
債務者　平本　孝代
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２２年（フ）第１２３号**
福岡県柳川市三橋町中山747番地
債務者　中川　亮太
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２２年（フ）第４５４号**
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田2975番地１
債務者　八谷　孝士
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第４５５号**
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田2975番地１
債務者　八谷　　賢
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第４８１号**
佐賀県神埼市千代田町嘉納933番地４
債務者　本村　和子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第８２７号**
鹿児島県鹿児島市郡元町１番16号　キャッスル竹井205号
債務者　利田　明人
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２２年（フ）第８５９号**
鹿児島県鹿児島市谷山中央６丁目42番３号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市下荒田１丁目５番15―804号
債務者　弓指　治美
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２２年（フ）第１６６号**
岩手県花巻市高木第20地割200番地　市営高木南アパート125号
債務者　藤舘アエ子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２２年（フ）第１７５号**
岩手県花巻市松園町１丁目８番19号、前住所盛岡市新庄字上八木田10番地　Ａ―205号
債務者　小野利佳子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部